

平成 25 年度第 2 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 26 年 2 月 25 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

2 場 所 高層棟 4 階 特別会議室

3 出席者

〈審議会委員〉（五十音順）

青山委員	金戸委員	田中委員	出口委員	藤原俊委員
藤原修委員	古本委員	村田委員	的場委員	山本委員

〈欠席委員〉

阿久澤委員 三浦委員

〈事務局職員〉

木野内 幸広（人権文化部長） 横山 尚明（人権文化部人権平和室長） 早瀬 健次郎
（人権文化部人権平和室参事） 潮見 智昭（人権文化部人権平和室主幹）
小島 昌代（人権文化部人権平和室主任）

4 傍聴者 なし

5 会議概要

1) あいさつ

委員紹介

2) 吹田市人権施策基本方針および吹田市人権施策推進計画の策定について

【質疑及び意見等】

会長：前回ご意見が出まして、進捗状況についてちゃんと確認をしたいということで、今回、資料をつけております。「吹田市人権施策基本方針（平成 18 年策定）の進捗状況について」ということで、少し細部にわたりますが、まずは説明を受けたいと思います。

それと、後で少し議論になるかと思いますが、私も少し気になっていて、資料をつけていただいたのですが、前回の答申では最後のところに進行管理についての文言がありました。やはり推進体制のところチェックを行うというような簡単な記述ではありますけれど、前回の資料をお持ちの方は答申の 20 ページ、21 ページにそういった記述がございました。

ところが、出来上がった基本方針にはその部分が抜けているわけです。もちろん、基本方針は答申を尊重しながら行政として策定するものですので、全く同じ文言になるということでは当然ないのですが、少し気になりましたので、私の立場として付け加えさせていただきました。

そのことも含めまして、方針に沿ってどのようなことが積み上げられてきたのか、積み上げられようとしているのか、まずは事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは資料の説明をさせていただきます。冒頭でも申し上げましたが、本来であれば、委員の皆様方に事前にお配りをさせていただいたうえで、審議会の場で内容について議論していただくところ、資料提示が本日になってしまったことに、まずお詫びいたします。

みなさまのお手元にお配りをさせていただきました、「吹田市人権施策基本方針（平成18年度策定）の進捗状況について」でございますが、これは、前回の審議会でご指摘いただいた「現状の方針のふりかえりが必要である」というご意見の元、基本方針にございます内容につきまして、各部所管室課に対して、振り返り、進捗に関して行った調査をペーパーに落としたものでございます。

調査の項目といたしましては、表紙の部分にございますが、「基本方向」としての「基本理念」以下の4つの項目について、各所管におきまして、取り組んできた事、取り組んでいることに関して回答をしてもらいました。

その下段に記載していますのは、方針に記載された「各個別の課題」でございます。これにつきましては、各課題ごとに取り組むと表しておりました事項につきまして、その状況に関して回答を求めたものでございます。

なお、掲載しております内容に関しましては、できるだけ回答そのままにはしておりますが、内容が重複するものやわかりにくいと思われる表現につきましては、事務局の方で修正をさせていただいております。

それでは、順をおって概要説明させていただきます。

まず、1 ページでございますが、これは基本理念として掲げられております「基本理念のもとで、人権の視点に立って施策の総合的な推進を図ります」という項目でございます。

これにつきましては、人権行政として全般にわたることでございますので、①や②にございますようなハード整備に関しての内容から、行政の発行物にかかる表現まで多岐にわたっております。

次に、2 ページ中ほどにございます「人権教育・啓発の推進」でございますが、これにつきましては、(1)と(2)、太字で記載しております事項に関して掲載しております。

3 ページには、相談支援の強化といたしまして、相談対応における連携や職員の資質の向上などにつきまして、その取組している内容を、4 ページには相談窓口の情報提供や利用しやすい工夫などにつきまして、日常業務の中から職員が「こうした方がいいのではないか」ということなど、意識をして取り組んできた事や、窓口対応の際に「市民サービスの向上」

という面でも、やってきたこととして回答を記載しております。

5 ページから 6 ページにかけましては、「情報提供の充実」といたしまして、広報活動などに関する取り組み事項を記載しております。

続きまして、個別課題に入ってまいります。7 ページには「男女共同参画」の推進にあたります事項について、8 ページから 10 ページにかけましては、子どもに関する事項といたしまして、(1)子どもの持つ力を理解し、その意見をまちづくりに反映させるという視点、(2)として、個々の子どもの個性を認め、教育活動全体における人権の視点に立った取り組みを、(3)として社会全体における子育て支援の体制について、また(4)といたしまして、子どもの人権救済の体制について、10 ページには(5)といたしまして、子どもの視点にたったまちづくりという視点で回答を記載してございます。

その内容でございますが、8 ページの(1)の③、④、⑤にもございますが、子どもの持つ力を引き出していくために行っております取組みから、9 ページの(3)の②にもございますように、いじめや虐待など、人権侵害を受けている子どもたちを何とか支えて支援していこうという体制づくり、また、歩道と車道のない市道におけます「路側帯安全対策事業」まで幅広い内容となっております。

11 ページから 12 ページにかけまして、高齢者の課題に関しましては、事業者との協力や地域で取り組まれている世代間の交流の取り組みなどについて、13 ページから 14 ページにかけましては、障がい者の権利擁護に関することにつきましては、各公共施設などにおけるバリアフリーの視点での対応や、郵送の際の点字テプラの貼り付けなど、各所管課における工夫などとなっております。

15 ページから 16 ページにかけましては、同和問題の課題解決のための取り組みにつきまして、交流活動館やクリエイティブセンターにおける活動を中心に、17 ページには、外国人の方々への取り組みを、18 ページには、その他の人権課題といたしまして、犯罪被害者やハンセン病に関する取り組みを乗せております。

最後の 19 ページでございますが、基本方針を推進いたしますための、「庁内推進体制」について、また、関係団体との連携につきまして、掲載をさせていただいております。

以上が、本日の資料の概要でございますが、今回のふりかえりにつきましては、人権施策推進本部会議で説明をし、同じく幹事会で、具体的な内容に関して説明をしたうえで、全体に依頼をしていったわけでございます。

今回の作業の中で、改めて方針の進捗を考えた時に、いずれの項目におきましても、方針の内容は包括的な大きなテーマについての記載であり、個々にそれを達成するための具体的な内容や達成までの期間がなく、平成 18 年の基本方針の策定以降、人権行政を推進していく事務局として、人権担当所管が積極的に動いてこなかったことを改めて認識しているところ

ろです。

この調査の期間中には、不明なことがあれば事務局に聞いてくださいとさせていただきましたので、非常にたくさんの所管から「何を書けばいいのか」「今までこういったことはやられていたのか」というような問い合わせがありました。

事務局といたしましては、そのたびに丁寧に説明をし、人権に係る取り組みの理解について説明をしてきました。特に「何を書けばいいのか」という質問は、ある意味残念な状況ではありますものの、事務局といたしましては、事務局と言うのも違うのかもしれませんが、今後に向けた取り組みの一步と考え、「人権の視点」というものを、それぞれの職員が意識を始めたということと、その問い合わせ1件1件に、「人権と表記しているものが人権の視点ということではない。」ということを経済局と対話を図ってきました。行政は、市民が豊かに生活するために施策を実施しているのであり、人権の視点とは、その行政の目的を達するために職員全員が持っているはずの意識であり、考えていることです。業務の内容をどれだけわかりやすく、お互いに説明や解釈をしながら対話を図ってきました。

市民サービスの向上ということは行政全般ですので、施設や道路などハードの整備から、ソフトに至るまで、様々な分野に、様々な内容で行われていることであって、決して特別なものではないということを具体的に例を挙げながら対話し、このふりかえりを行ってきました。

そのたびに、小さなことではありますが、「今までなかったことが始まった」ということを感じているのも事務局として正直な気持ちです。

今後、こういった感覚を市全体に広げて、人権の視点にたった行政を確かなものにしていくために、具体的な計画づくりや計画策定後の進捗管理まで、きちんと努力してまいりたいと考えています。

以上、雑駁な説明で申し訳ありませんが、概要説明とさせていただきます。

会長：ありがとうございます。本来はこの資料を事前にお配りできていればよかったんですが、事務局の説明にもありましたように今日お配りをしています。私としては皆様方に今読んで、すぐに何かということは厳しいかと思いますが、せっかくですので少し時間を取らせていただいて、特にご自身のご活躍の分野を中心にでも結構ですので、お読みいただきまして質問があれば質問をしていただいてもいいかと思います。

それからお持ち帰りいただいて、もう一度点検をいただいて、改めてご意見などをメールか何かでいただきまして、それを集約して次回の会議の議論につなげていければと、大きな流れとしては思っています。よろしいでしょうか。

少し時間をとりますが、その前に調査をしていただいて、推進本部から説明を行って、順をおっていただいています。そういう意味では、推進本部が機能をしているということだと思います。

自治体によっては、そこまでできないというのが無きにしもあらずなのですが、一応推進本部があって、そこから各部局に話が下りて、内容の是非や内容の評価は別として、回答が出てきた

ということで、そういうことはきちんとやっていただいたという理解はしていいのかと思います。その点について、まずご質問等があればと思いますが、よろしいですか。

事務局が走り回って個別に当たるというよりも、推進本部を中心に全部局に下りていくというシステムは出来上がっているということだと思います。そこは非常に大事な部分だと思いましたので触れさせていただきました。

もし、ご異存なければ、ここで少し時間をとって、読み込んでいただければと思います。

会長：質問ご意見がありましたらご自由に出していただけたらと思います。

委員：今回、このような形で各部局が各課題について、一定総点検という形でされて、大変ありがとうございました。

私は、審議会の基本理念というか、基本方向を考えるうえで、具体的なハードやソフトの課題が出ていく中で、審議会のありようの中で、少し誤解しているというか、自分の中で関わりようについて、少しぼやけているところがあるんですね。吹田市の住民の人権意識について、平成9年の阪口市長のときに一定、人権意識の調査を行いましたね。平成18年のときにも市民意識調査がなされて、これはPDFで報告書が出されていますね。それで、府民意識調査というのがあるって、吹田市もデータを出されて、府民意識調査も同じくPDFで報告書が出されています。

その報告と分析がなされている。その辺で、吹田市の人権意識の前提をどうとらえて、どうなるかというのは、一つの人権施策の方向性を考えるのに必要ではないかというふうに思います。そういう意味で、基本理念なり現状認識の部分で、吹田市としてどうなのかという現状認識が必要ではないのかと考えています。平成9年、18年、それに府民意識調査のデータもありますので、そういう経過の中で人権意識がどうなっているかというのを把握する必要があるのではないかと思いますので、そのあたりで定義していただければ、基本理念を考えるうえで、何に重点を置くのか見えてくるのではないかと思います。

会長：一応データとしてはあるということと、必要に応じてもう一度調査を行うというような議論にもつながるかと思います。現状認識をまず行う必要があるというお話だと思います。

委員：ここに書いていただいていることは全部咀嚼できたわけではないのですが、いろんな会があって、それぞれの分野でそれぞれ頑張っておられるわけですが、ただ何をやっているかわからないということも現実あると思います。

そうなってくると、人権啓発推進協議会場合は各地区にすでに核ができていて、それが発信していった段階ではあるんですが、それも他の会から見ると、何をやっているのかわからない。お互いわからないままではなく、切磋琢磨がないとダメなのかと、例えば人権啓発推進協議会から六者会議の中に誰かが入っていくとか、あるいは、向こうからも入っていただくというような、横のつながりがないと、それぞれがやっているけれどもお互いが何をやっているのかわからない、というのでは 広がり方が細いと思います。

やはり、もう少し明確になればと思います。それと、民生児童委員であるとか人権擁護委員であ

るとか、そういったものがここには出てきていない。そういう意味では、そういう視点なのだと理解できたのですが、その辺りをつかむというか、何らかの方策があってしかるべきではないかと思います。

会長：いずれ、いろんなところから話を聞くという機会が必要ではないのかとも考えています。それはまた、次の段階でと考えています。

委員：今、話に出ました六者協議会とは何ですか。

事務局：吹田市人権教育六者協議会ですけれども、この六者というのは吹田市立小中学校校長会・幼稚園園長会、吹田市幼小中学校教育研究協議会、吹田市小中学校生活指導研究協議会、吹田市進路指導協議会、吹田市在日外国人教育研究協議会、吹田市人権教育研究協議会の6つの協議会で構成される協議会です。

会長：これは、要するに先生方の組織であるということですね。

委員：ということは、この子どもの教育について議論する場に、民間や保育所は入っていないということですね。

事務局：組織構成から考えますと入っていないと思います。

委員：まず、個別課題と基本方向があるわけですが、個別課題は一旦おいておいて、まず審議会では基本方向をまずやるべきだろうと思っています。そう考えながら読んでいたわけですが、親切的な資料なんですが、間違いを指摘しておきます。

さきほどの9ページですが、「ひよっこくらぶ」ですが、もうなくなっています。それと、この中で進捗状況とされているんですが、「やっています」「されています」という言葉はあるのですが、先ほど委員からもありましたが、肝心の現状認識という言葉の前に、過去十数年、2000年、2002年、2006年、それぞれ節目節目で条例であるとか基本方針とか審議会というものができているわけですが、様々な資料の中で「点検」という言葉が一つもないわけです。これはやはり、少しおかしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

その上にたって、今後審議していく必要があるだろうと考えます。それと、今、委員からありましたが、この報告の中に「交流活動館」や「青少年クリエイティブセンター」、「デュオ」、「サポートプラザ」「きしべ地域人権協会」「人権啓発推進協議会」という名前がでてくるのですが、委員のおっしゃるように、例えば「人権擁護士会」とか「自治会連合協議会」であるとか、「体育振興協議会」「青少年指導委員会」とか、「青少年問題協議会」「子ども会育成協議会」「民生児童委員協議会」「PTA 組織」などが、今まで連携がなかったような形になっているわけですが、これから考えて人権問題というのは基本的には、「草の根活動」が基本にあるべきだと考えています。そういった方向をきちんと議論していくべきではないかと考えます。

会長：今の件について、事務局の方からありますか。

事務局：今、委員から「点検」という文言がないということでしたが、そのとおりだと感じています。

それと、委員もおっしゃいましたが、各種団体との関わりということに関して、それぞれの団体と少なからず、人権の視点もそうですが、全ての点において行政も関わりを持ってやってきたはずなのですが、こういった「提出してください」といった呼びかけをいたしますと上がってきていない。それは、事務局の考え方かもしれませんが、それぞれの回答を書いた所管の職員が、そういうことも含めて、今回の調査に該当するという認識が欠けていたというのもありますし、この回答をもって、団体との関わりがないという風に捉えていただかないでいただきたいと考えています。

各職員、少なくとも人権に関する意識は高まっています。それに、組織や団体とも一緒に取り組んでいこうと考えているのです。ただ、報告として呼びかけた時に、そういう言葉になって現れてこないだけであると考えています。

各種団体ですが、所管とは当然連携を行っているのですが、行政の中での連携もできています。ただ、団体間の連携というのは、直接の連携というのは出てきていないというのが、委員がおっしゃった点だと感じています。そのあたり、直接の交流・連携というのができていく形をとっていかないと、いつまでも行政を介さないと連携ができないということが今のところあります。

委員：その点については、理解をしているつもりなんですけれども、あまり堅苦しい言葉はやめて、審議会はざっくばらんにやればいいと思います。２００４年から今日まで、審議会が機能を果たしていなかった。私達もそうですけれども、行政側も反省の上に立って、議論していかなければならないと思います。各種団体の方についても、１９９４年以降、恐らく記録の中にはないと思いますが、人権部長と人権担当の組織が、例えば、吹田市の自治会連合協議会の会議に出席して意見を述べるとか、うるさがられても、そこに入っていった交流を深めていく。公的組織との連携というものが、必ず必要になってくるので、そういう視点も持つべきではないかと、また、持たなければ市民意識の改革ということにつながっていかないだろうと考えていますので、赤ちゃんからお年寄りまでの問題を抱える中で、やはり、より広く浸透させるにはどうすればいいか、その基本を審議会の中で議論するべきだと思うし、そうでないと、単に１０年が無為に過ごされてきたということになってしまうのではないかと考えています。

委員：今のご発言に関連すると思うのですが、今まで取り組んできた中で、何が達成できて、そこからどんな課題が発生してきたのかまで点検しないと、たぶん「キー」が出てこないだろうと思ったのです。その時に点検していく体制なのですが、推進本部というのがあるという話がありました。それは庁内の点検する組織ですね。人権施策を提言して、次につなげていこうと思うと、庁外の点検という体制も整えておかないと、そこが相まって進めていくことができるのではないかと思います。そのあたりは、普通、審議会という組織が担うべきなのではないでしょうか。それとも、

もう少し広く参加した中で、人権施策の推進を点検していくということになるのか、そういった体制づくりも必要かと思います。

事務局：委員がおっしゃる通りでございます。この審議会が点検をしていただく機関だと思っています。

委員：委員がおっしゃったのは、そのあり方だと思うので、この審議会の中で議論されたいと思います。極端に言うと、市民が参画した推進体制がとられるべきではないということだと思いますし、そういうことを審議会でも議論すべきだということですね。

事務局：ありがとうございます。先ほどからもありますが、審議会がご意見をいただきながら動いていなかったのは事実でございます。ですので、ここでの意見を真摯に受け止めなければならないと考えています。

この回答に関する言い訳などもしていますが、本当に意見を真摯に受け止めてやりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

委員：平成14年に、審議会の答申の中で、毎年点検をすべきだということは明記されているわけで、それにもかかわらず何もしてこなかったという点については、どのような理由があったのか、まずわからないわけで、それに、これだけ市内に企業があるわけですが、「企業人権協議会」があって、そこはそこで活動されているけれども見えないわけです。そのあたりの風通しをよくしていただくということの2点について、まず、平成14年に毎年点検という文言がありながら、できていなかったということ、これもひとつの、なぜできなかったのかという検証として、それをお聞かせ願いたいと思います。

会長：これは、非難していることではなく、今後そういうことが起きないように、ここで検証しておこうということですね。

委員：そうでないと、今こうしていることも、いずれそうなる可能性があるじゃないですか、そのあたりをハッキリさせておきたいですね。

委員：おそらく、この2004年の時というのは、国連の人権教育10年の取り組みの中で埋没したというのものではないかとも思うのですが、いかがですか。

事務局：おっしゃるとおり、前の審議会からいただいた答申で、「国や府の施策の動向も注視しつつ、不断の点検を行い、行政が主体的に人権施策の見直しを行うことが必要である」といただいているにもかかわらず、出来上がった基本方針は、基本的にはほぼ答申通りに基本方針を作っているにもかかわらず、そのチェック体制のところだけが基本方針に抜けておりまして、書いていないから何もしていないというのは言い訳になるのかもしれませんが、実際できていなかった。

当然ながら、今ここで議論していただいています見直し案には、そのあたりもきちんと明記していき、年次的な進捗状況をチェックできるような体制をとってまいりたいと思っています。

会長：そのあたりも含めて、今回の方針には、なぜ出来なかった、どういう仕組みを作ればいいのかということも、単に理念だけでなく、そういう部分が必要だと考えています。

委員：例えば学校で言うと、校長先生が変わると学校も変わりますというのはわかるのですが、人権施策については、誰が変わろうが変わってはいけない、不変のものとして考えていかないと、また、人が変わって方針が変わったり、お金の出し方も全然変わったりということになってくると、また戻ってしまいますのでね。

会長：まだ、もう少し時間があるのですが、いかがでしょうか。質問でも結構です。

委員：実は昨日、千里市民センターで、高齢者の見守り事業の報告と講演があったのですが、その中で質問がありました。個人情報保護条例の関係で、どのあたりまで、プライバシーを出していいのかとあったのですが、残念ながら答えが出なかったのです。そのあたり、考え方をきちんとしないと、片方は出せて、片方は出せないというような方向性が出てこないというのが昨日もありましたし、私達、民生児童委員協議会もいろんな中身を持っていても、それをなかなか外に出せない、横に立つことができないと言われているので、そのあたりも審議の中で思います。

会長：それはガイドラインのようなものですか。

委員：そうですね。

委員：難しい問題ですね。行政の中でも2分する部分がありますよね。例えば、緊急時の避難カードとか救援体制について、支援を必要とする人という人について、民生児童委員協議会の委員が最初、7、8年前に作りかけたときに、これは個人情報に抵触するということですが、どこかで誰かがコントロールしないと、市民、あるいは市民団体では、なかなか難しいのでやはり行政がどこまで責任をもってできるのかということ、やはりもっと突っ込んで議論をしなくちゃいけないと思います。

事務局：条例が当然ありまして、そのための逐条解説もあるのですが、時代の流れとともに、様々な課題が出てきていまして、逐条解説自体はいつでもオープンになるのですが、質問に答えられる内容になっているかと言えば、解説自体がどんどん変わっていついまして、それほど速い流れで時代が過ぎていきますので、そういった相談につきましては事務局に相談していただければ、情報公開課に話をさせていただきます。

委員：ただ、そこまで細かいことをこの審議会で行うというのは難しいと思います。

一番大事な理念をしっかりと審議会で議論して答申を行う。点検の仕組みを考える。そういったところまでしか、難しいと思うのです。個々の問題と言いますと、非常に幅が広がってきます。なぜ、そう思うかと言いますと、昨日私どものところで、住宅相談があったんです。人権部も参加してくれていましたけれども、住宅政策課の職員の方が来られて、住宅に関する相談を受けるというものです。机を横に並べて職員の方が座っているんですね。そしてすぐに、相談者の方が座っていて、個人情報も何もないのです。丸見えになっているので、それはおかしいだろうと思いました。ここに書かれていることが、現実にはちゃんと職員の中に浸透していない。まして、市民のみなさんに理解して実践してもらう人権施策ですので、やはり理念をきちんとしていくべきだと思っているわけです。

会長：前回参加された副会長いかがですか。

副会長：前回の審議会にも参加したわけですがけれども、前回は答申を策定したら解散ということでした。その最後の時に、答申を受けて基本方針を作って、実施計画を作って、推進していくという説明を受けたのですが、結局、実施計画には至らなかったということですよね。今回も答申したら解散ですか。先ほど、委員がおっしゃった点検とかチェック機能というのは、どうなるのですか。

事務局：今回の場合は、答申をいただいた後も、審議会は継続していきます。みなさんからいただいた意見を基にした方針なり計画に関して、具体的な進捗に関して、今後継続して点検作業を行っていくことになります。

副会長：委員がおっしゃったような、答申ができて、吹田の人権施策がこのように変わったというような実感がなくて、もしあれば、今の基本方針ができて、こんなものができたとか、こういったことができたというようなことがあれば、教えていただきたいのですが。

事務局：冒頭にも申し上げましたが、人権施策推進本部会議ができ、各部の次長級職員によります幹事会において、具体的に今回の調査について説明をしました。そのような中で、多くの問い合わせがあったのですが、委員が言われたように、答申があつてこんな目玉ができたとか、そういった言い方はしていませんが、吹田として、仕事をしている職員として、他所に自慢できるようなことはないか、こんな風に考えて取り組んでいるとか、取り組んできたとか、そういったものがあつたら出してほしいという説明はいたしました。正直申し上げて、基本方針自体を今回まで読んでいなかったというのが、ほとんどという事実があります。

副会長：基本方針を受けて新たに考えたというのが、あまり見えなかったのが、吹田は人権問題については活発に取り組んでいて、後退しているのではなく、少しずつでも進んでいると、少しでもアピールできるものがあつたらいいと思ったのですが。

委員：頑張っていくという掛け声だけでは困るなとは思いますが。

委員：行政の皆さんがサボっているということではなくて、1歩進んでも、その1歩以上の課題が山積している現在の社会情勢なのですよね。そこで行政の人たちは、悩んだり、苦しんだりしていると思うのですが、だから、やはり元へ帰りますけれど、この審議会では、国連憲章と同じで子どもの権利条約と同じで、理念を不動のものとする。それによって、各部局で自分たちには何ができるかということ、そういう範疇で積み上げていくということ、私達市民もやるべきだと思います。その意見集約を基本方針として打ち出していくという方向でないと、やはり絵に描いた餅になってしまうと思います。

会長：ですので、基本方針に至るプロセスなんかについても言及して、推進本部があって、そこで各部局が責任を持って、自分たちの基本方針を作ってくださいというところまで踏み込んで書いてもいいでしょうね。

委員：私も企業の人間として、吹田企業人権協議会に参加させていただいています。横のつながりというものです。行政から見れば、その団体同士が自らやってくださいというのではなくて、やはり間に全部行政が入っていますから、音頭をとってやっていただいたらいいのではないかなと思うのです。

私もいろんなことで、人権啓発推進協議会の講演会とかにも参加させていただいたりしますし、きしべ地域人権協会の取り組みにも参加させていただいたりしておりますので、個々にはつながりができているのですが、団体同士の中には行政が1歩積極的に出ていただいて、つながりを持っていいただければ、企業の企業人権の組織に入っておられる方にも、吹田市の住民が一人もいないということではありませんので、地域の貢献しないといけない、地域と力を合わせなければいけないと思いますので、人権施策というのは、やはり私達にもすべて関わってきます。そういった思いを持ちながら、今日の報告を読んでおりました。

委員：私には、子どもの部分が求められているのだろうと考えているのですが、理念ですが、8ページから10ページの子どものくくりで述べられていますが、少し点検の理念も揺らいでいるような気がします。子どもの部分については、子どもの権利条約をどう根付かせるかということで、施策の点検をし、数の点検をしていくのだと思うのです。

この中には5つの柱が立っていますが、1番目は子どもの参加ということが中身になっていると思います。2つ目は、子どもの育ちというか成長発達の問題かと、3つ目がよくわからなくて、4つ目が人権侵害の救済ですね。そして、5つ目がまちづくりですが、3番目の子育て支援とか、いじめの問題が入ってきたりとか、まちづくりにもいじめが出てきたり、その柱の中で何がポイントで施策を作り、考えていくのかという面で、一本筋が通っていないような気がしています。

今までを振り返って、若干理念の整理を行う必要があると思います。そうでないと、次につなげられないと思います。

それと、子育て支援というのは、まちづくりの一つの課題であって、3と5というのは固まってもいいと思いますし、もうひとつ言えるのは、今、国がいじめ防止推進法というのを出して、各地方自治体も推進法に基づく基本方針を努力義務ですが策定する。また、各学校においては必ず策定しなければならないものになっています。

吹田市においても各学校がいじめ防止基本方針を立てているはずだと思います。そうすると、いじめなどというのは、子どもの人権問題の最たるものなのですが、そういう基本方針を立てるときに、人権施策基本方針と照らしながら、作業ができるのかどうなのかなということを思っています。

全く関係のないところで、基本方針や施策が立てられてしまって、私が感じているのは、国の方針自体がいじめという問題を、加害者と被害者として、非常に対立させた構図になっていて、それで本当に解決するのかなと思っています。いじめの問題は子どもと子どもの関係の修復と回復が課題だろうと思います。

そういうふうな柱を立てて、ぜひ地方では、基本方針を立てたい。そうなったときに、やはり、人権施策基本方針と様々な課題を抱える各個別の施策とうまく連携できたらいいと思います。

会長：今のお話にあったのは、子どもの問題だけではなく、地域社会の前部に関わる問題ですね。関係性をどう作るかですね。

委員：ですので、国連の理念そのままでいくと、国もああいう法律はできないはずなのですが、ただあの中で吹田市の場合ですと、吹田市として推進体制を取らなければならない。

正しい教育現場は別の組織を作ってもいいですよ、作りなさいよ、となっている。常に、対立構造、対立構造と来ている。だからこそ、人権施策審議会というのは、やはり理念で統一しておかないといけないと、やはり私は思います。

会長：基本的には、今お話しいただいたことが審議会の方向性なんだろうと思います。ありがとうございます。

委員：1回目に欠席をしましたので、まだよくわからない部分もあるのですが、この2年間で私は何を審議していけばいいのかということを考えていたのですが、今、見直しをしていこうとしているんですが、私は毎年案のようなものが出てくるのかと思っていましたので、平成18年の分を今というので、ずいぶん古いものだと思っているわけです。流れとしては、この2年間で見直しと新しいものを作っていこうという解釈でいいのでしょうか。

事務局：現在の方針を見直すという部分と、新しく見直していただいた方針を具現化していく、具体化していくために行政は各所管がどのような施策、事業に取り組んでいくのか、具体的な中身と何年かに1回確認をするであるとか、目標を設定するであるとか、具体的なことまで意見をいただきながら策定していきたいと考えています。

委員：計画の中身が何年かに1回という形ですか。

事務局：それがどういう期間で行うかも含めて、意見をいただきたいと考えています。項目にもよりますが、年度ごとに管理していこうというふうにしたいと考えています。

委員：基本は、平成18年の分をベースにしてということですか。

委員：それについても、やはり委員が意見を出し合えばいいと思います。

会長：私たちもそれは作れるわけですから、そういう立場ですよ。

事務局：委員には市民公募として出ていただいておりますので、やはり市民の目線で意見をいただけることを期待しております。

会長：ありがとうございました。では、委員どうぞ。

委員：ライフワークとしてやってきている青少年教育という点で読ませていただきました。

先ほど田中委員がおっしゃったものというのは、その文書の各項目は、それぞれ所管課が中心にまとめられていますから、推進委員会あるいは、青少年育成あたりが書いたものを基にした形になっていますので、こういう形になったのだろーと思います。

ただ、今しんどいと感じるのは、国も市も財政的にきつくなってきて、そんな中で学校においても生徒指導主事自体が加配でなくなってきています。授業を持ちながら、やらなければならない。そういった意味で、非常にしんどい部分が出てきている。

でも、そんな中でも、スクールソーシャルワーカーが配置されているということは、前向きな話ですけども、ただそれがどれだけの数で配置されているのか、各校に配置されていればいいのですが、そうもいかないでしょうから、そういう意味でもしんどい部分がありますね。

それと、青少年室自身も財政的に絞られてきて、市子協との関係も停滞しているような状況もあるようですし、非常に難しい時代ではありますけれども、どういう絵が描けるのかというのを悩ましいと考えながら拝見していました。

今後どういった話になっていくのかはありますが、地域での子育ての部分と学校地域での子育ての部分など、とにかく非常に急がれる部分もありますので、何とかいい方向が出せたらと考えています。

会長：そろそろ時間も近づいてきていますが、私も拝見させていただいて、大事な課題というのが、ここはできていない、ここはできているなど、そういうことがもう少し書いてあってもいいのかなと感じました。点検という意味でもそう感じます。

理念的な問題というの、もちろんあるのですが、それはそういう表がありました。

ハード面の整備というのは、ここ何年かの間に、バリアフリーも含め、かなり進んできてい

るだろうと思います。

それから、啓発の在り方も、パンフレットなどの印刷物については、よく目にしているのですが、問題は、その先をどうするのかという、そこに踏み込んだ形で、先ほど話の合った関係性の構築という問題を、具体的にそれぞれの立場で展開できるのかということになると思います。

それから、行政というのは、やはり人権行政である。特別に人権行政というセクションがあるのではなしに、行政そのものが人権の視点に立つて行うというのが行政であるという、それはきちんとボタンかけをしておかないと、人権平和室だけがやればいいということでもありません。だから今回、各部署にヒアリングをしていただいて、その中で説明をいただいたというのは大変意義のあることだと感じています。

それはそういうボタンかけをしないと、話が混乱してしまって、どうにもならないということが一つと、これは関係性の問題については、僕の個人的な意見ですが、時期の問題と地域でどういう風に、みんながまちづくりをしていくか、進めていくのかという問題とつながっているのだということを改めて認識しているところです。

そういったことを含めて、基本理念というか、国連のいろんな文献なども参考にしながら、キチンと詰めていけたらと思いますので、また資料もお出ししながら、いろんなヒアリングをしたりということを行っていかれたらと考えています。

それで当面は、先ほどもお話ししましたけれども、これをキチンと読んでいただいて、今日出た声も踏まえて、少しメモを作ってくださいなど、事務局に送っていただくなど、できる範囲で構いませんので、総論的に何かということではなしに、自分が気づいた部分があれば、やっていただいて、それを踏まえて、次のシーンにしたいと思いますので、

実際には点検をしながら、どういう骨格で作っていくのか、理念の問題や関係性を作る問題なども、もう少し委員の中でフリートークを行って、価値観というか、共通理解をやっていたほうがいいだろうと考えます。

それぞれ、個人としては違う部分があって当然ですけれども、最低限ここに関しては共通だということを踏まえて、骨格づくりということに進めたらと思います。

ご意見に関しては、書式自由でメール等で事務局に送っていただけたらと思います。

事務局：今回、こういった調査をさせていただいたときに、結果として「できています」しか出てないのですが、事務局としましては、できていないものを出してください。それをなぜできなかったのかということ、そのまま出してほしいと依頼をしていたわけですが出てこなかったのは残念だと感じています。

委員：庁内自身が、人権のことは人権部に任せておけばいいという職員意識でしょうね。それと、こういう言い方は申し訳ないのですが、先ほど出た委員の意見には真向反対なのです。お金のあるなしで、人権問題を考えるべきじゃないと思います。たとえば、私も不登校の子どもの相談を抱えています。もちろん、スクールソーシャルワーカーも知っています。しかし、彼らは情報をすべてコントロールします。

しかし、不登校の子を誰がどうするのか、例えば吹田市の子育て支援室の職員が一生懸命取り組んでくれます。でも、それも 9 時 5 時しかできないわけです。あるいは、学校の先生もどこまでやれるかなんです。家庭の中まで、踏み込めない部分もあるわけです。でも、その子の権利をどうやって守るかといえば、僕も 24 時間です。これはお金じゃないのです。

やはり理念の問題が一番大事な問題として、そこに存在するということなのです。これはやはり踏みにじられてる子ども達をどう見るか。それによって、考えるべきだと思いますし、大人の責任として何ができるのかということを、この審議会の中で考えていかないといけないので、お金があるとかないとかは、その次の問題だと考えています。基本方針の中での問題として、審議会の中で押さえていくべきだろうと思います。

委員：これを読んで一番目に気付いたのは、青少年クリエイティブセンターがありますよね。この中で、基本方向から個別課題までありますが、これに関わるほとんどのところで、クリエイティブセンターが出てくるわけです。

ということは、今私たちが話しているいろんな多岐にわたる内容について、そこにいろんなものが凝縮されているはずなんです。そこに逆にヒントがあるのでないかと思ったりしています。この次には、クリエイティブセンターでの取り組みについて、もう少し理解をしたいと、でないと、ここにほとんどに関わってきているわけですから。

会長：そこはちょっと可能かどうか検討してみます。確かに、いろんなところから実態を聞かないと見えてきませんから。やはり現場に行くか、現場の人に来てもらうか、考えてみてもいいですね。

委員：青少年クリエイティブセンターの運営審議会の資料を出したらどうですか。山田の分も出していただいたらどうでしょうか。ただ、このクリエイティブセンターの書き方については、不満を持っています。このように特化したものの表現をするのはいかがかと思います。やはり子どもの問題というのは、全市内の問題ですから、ただクリエイティブセンターでやっていることを否定するわけではないのです。いい部分もあれば悪い部分もある。それを見るためには、運営審議会の資料を出していただいて、議論をしていけばいいと思います。

会長　それでは、本日は散会したいと思います。ありがとうございました。